

高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会

議事概要

日 時：平成 30 年 6 月 4 日(月) 13：30～15：00

場 所：高島市観光物産プラザ 会議室 2-A

議事内容

1. 協議会規約について
2. 「取組方針」の策定について
3. 平成 30 年度の主な取組について
4. ホットラインについて

配付資料

- ・議事次第
- ・出席者名簿
- ・配席図
- ・資料 1 高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会規約（案）
- ・資料 2 「水防災意識社会再構築ビジョン」等に基づく高島地域の取組方針（案）
- ・資料 2－1 高島地域の取組方針（案） 概要版
- ・資料 3 平成 30 年度の取組予定
- ・資料 4 平成 30 年度ホットライン説明資料

議事概要

事務局：「協議会規約」について説明

<質疑応答>

- 水草委員(琵琶湖河川事務所長)：規約には委員の氏名まで記載するのか？他の圏域ではどのようにしているのか？
 - 事務局(先田室長補佐)：他の圏域でも氏名まで記載している。異動した場合はその都度、規約を修正している。
 - 事務局(先田室長補佐)：協議会規約案について承認いただけるということによろしいか
 - 各委員：はい。
 - 事務局(先田室長補佐)：協議会規約案について承認いただいた。
-

事務局：「取組方針の策定」について説明

<質疑応答>

- 水草委員(琵琶湖河川事務所長)：県と市でそれぞれ CCTV カメラを設置しているが、これらに使い分けはあるのか？
- 福井委員(高島市長)：これまで市では、県のカメラを用いて洪水時の安曇川と鴨川の監視を行ってきた。しかし、他にも危険な河川がある中、県の予算も限られているため、市でもカメラを設置した。これにより、県と市のカメラで危険な河川を全て監視することができた。
- 福井委員(高島市長)：平成 25 年の 8 月の鴨川の破堤時には、建設協会への要請などが迅速に行えず、破堤箇所の仮復旧に時間がかかってしまった。災害時には現地の緊急性に基づいた復旧の順序の設定や情報共有のため、県からしかるべき立場の職員が市の災害対策本部に常駐してほしい。災害時の体制や連携、情報共有などの検討も取組方針に明記したらどうか？
- 山崎委員(高島土木事務所長)：平成 25 年の災害で、市と県で情報共有が適切に行えなかったことを踏まえて、現在は防災情報システムを窓口にして、情報共有をすることとしている。災害時には高島土木事務所から市の災害対策本部に情報連絡員を 2 名派遣し、防災情報システムへの入力補助などを行っている。
- 事務局(藤田室長)：市と県がそれぞれ建設協会と協定を結んでいるが、災害時の復旧工事の要請は市と県のそれぞれで行うのではなく、災害対策本部で行うのが適切だと考えている。
- 福井委員(高島市長)：大きな災害では災害対策本部で判断し、自衛隊や警察に指示する必要がある。そのため、土木事務所長に次ぐ立場の方など、県の対応状況を把握しており、その場で判断できる方に常駐してもらいたい。
- 寺田会長代理(流域政策局長)：土木事務所長は地域防災監という役目もあり、災害時は大変忙しいため、事務所で役割分担してやっていただきたい。この件については、今後検

討していく旨を記載させていただきたい。

- 多々納教授（京都大学）：4 ページの記述については、「～減災のための取組は次の 5 項目とする。」とし、5 項目を記載した後に、「緊急的に、かつ実効性をもって着実に推進すべき目標として以下の 4 項目を挙げる」としてはどうか？

また、先ほどの福井市長のお話について、意思決定する人がいないのであれば、取組方針のタイムラインなどの項目において、災害時の体制などを記載するのがよいと思われる。

- 事務局(藤田室長)：今後、検討する。

事務局：「平成 30 年度の主な取組」について説明

<質疑応答>

- 福井委員（高島市長）：要配慮者利用施設への支援だけではなく、一人暮らしの高齢者の世帯や老々介護の世帯、障害がある方の世帯についても、今後、避難時の支援方法を検討していく必要がある。現在高島市では、要配慮者に関する名簿を作成し、ご本人やご家族の了承を得た上で、地区の役員や民生委員の方に配布している。市内 204 地区のうち 180 地区で配布済みである。

また、浸水被害軽減地区は、今まで行ってきた浸水警戒区域とはどう違うのか？

- 事務局(藤田室長)：浸水被害軽減地区については、霞堤や輪中堤など浸水被害の軽減効果が認められるものを保全し、地域の浸水リスクを軽減することが趣旨である。浸水被害軽減地区の指定は水防管理団体である市が行い、指定には土地所有者の了承を得る必要がある。また、指定後は土地の改変には報告義務が生じる。県が指定する浸水警戒区域については、区域内の建築制限などを行うというものであり、浸水被害軽減地区とは別である。

- 福井委員（高島市長）：非常に難しい。平成 25 年には安曇川の霞堤から溢れ農地が浸水した。農地の方からは霞堤を改修し、堤防のかさ上げをしてほしいとの要望が出ており、その中で、霞堤を指定し、保全していくのは市としては難しい。

- 事務局(藤田室長)：浸水被害軽減地区の指定によって、上流が被災し下流が被災を免れる関係が固定されることは課題だと考えている。ただ、河川管理者として、そのような地区があるのか把握し、水防管理団体へ報告しなければならない。今年度は、シミュレーションなどを行い、効果があるのか確認し、その情報を提供する予定である。

- 水草委員(琵琶湖河川事務所長)：霞堤を締め切り、連続堤防とした場合、河川水に接しなくなった霞堤は撤去するのが一般的である。ただし、霞堤には氾濫水を河川に戻すという役割があるので、役目を終えた霞堤を氾濫水を戻すためや氾濫を止めるために使うというのが浸水被害軽減地区のコンセプトである。霞堤を霞堤のまま残すという話とは別である。

- 寺田会長代理（流域政策局長）：浸水被害軽減地区のメリット・デメリットを地域住民や市と共有し、理解してもらって初めて指定できるものと考えている。

- 事務局(藤田室長)：最終的には、水防管理者に地域のメリット・デメリットを踏まえて総合的に判断していただく必要がある。野洲川の直轄区間では霞堤を連続堤防に改修した箇所があった。改修後の霞堤については、県の方でシミュレーションを行ったところ、残しておくほうが、浸水リスクが減るという結果になったため、一部の霞堤を県が管理してい

る箇所がある。

- 寺田会長代理（流域政策局長）：今後は市と協力して調査していくことでよろしいか？
- 事務局（藤田室長）：県としてはシミュレーション結果をお伝えし、最終的には高島市に水防管理者として判断していただくことになる。
- 寺田会長代理（流域政策局長）：福井市長から在宅の要配慮者への支援方法についても、お話があったが、大変難しい話なので多々納先生からもご意見を伺いたい。
- 多々納教授（京都大学）：要配慮者利用施設の避難確保計画の策定が義務付けられるようになったのは、浸水リスクが高い地域にこのような施設を立地させておいて、河川管理者は何もしなくてよいのかというのが始まりである。避難が難しい方には安全な場所に住んでもらうのがよいが、土地利用規制などを簡単には行えないので、避難確保計画が水防法上位置付けられている。県で施設の建設の仕方のガイドライン等を作られていると思うが、施設を承認するのは市町になるので、承認のガイドラインも必要である。承認された施設が安全であれば、在宅の要配慮者の避難所としても使えると考えている。
- 寺田会長代理（流域政策局長）：平成 30 年度の取り組みとして、まずは要配慮者利用施設で避難確保計画を作ることになっている。一度計画を作ると、問題点や課題が浮き彫りになり、在宅の方についてはさらに課題が出てくると思われる。施設に対して計画を作成することが取り組みの第一歩だと思う。そういうことでよろしいか？
- 事務局（藤田室長）：要配慮者利用施設に関する取り組みについては、市の担当の方と年に何度か情報共有や意見交換を行う予定である。そのような場で在宅の方についても、課題や方向性について話し合いたいと思う。
- 寺田会長代理（流域政策局長）：福井市長からご指摘の一つ目については、平成 30 年度に対象施設で課題を出す。二つ目については、浸水被害軽減地区については市と県で取り組み、県が一方的に行うものではない。また、関係者の了解を得る。指定は圏域では高島市が指定することでよろしいか？
- 事務局（藤田室長）：浸水被害軽減地区は水防管理者が指定する。高島市が指定を検討する際に、県から情報を提供させていただく。
- 水草委員（琵琶湖河川事務所長）：水防資機材の状況について確認する、情報共有するという取り組みのうち、当事務所の資機材確認の事例をご紹介しますと、数はあるが、物が劣化しているという事があった。特にプラスチック製品は加水分解により劣化していたため、使ってみたら壊れたということがあった。質についても十分確認していただきたい。

山崎委員（高島土木事務所長）：「ホットライン」について説明

<質疑応答>

- 福井委員（高島市長）：土砂災害情報の発表について、平成 31 年 6 月から見直し、精査されたものが、气象台から発表されるということでのよろしいか？
- 橋本委員（砂防課長）：現在も土砂災害の CL ラインはあるが、空振りが多かったことから、災害が多かった年のデータを踏まえて、空振りを少なくする見直しを今年度委託予定である。来年度の出水期から見直した CL ラインで運用するというので、气象台と作業

を進めていく予定である。

- 福井委員（高島市長）：水害については、時間的な余裕と予測、現場の状況などから、今後の予測ができるが、土砂災害は予測が難しい。というのも、気象台から発表される土砂災害降雨危険度が刻一刻変化しているため、予測が難しい。現在は累積降雨量と過去の土砂災害の発生状況を踏まえて、土砂災害の予測をしている。なので、平成 31 年 6 月から運用される新たな基準について、期待したい。恐らくどこの自治体でも土砂災害について避難情報の発表は難しいことだと思う。
- 橋本委員（砂防課長）：福井市長が仰るように、水位の上昇は目で見てわかるが、土壌にどの程度の危険性があるのか、わかりにくい。そのため、気象台から土砂災害の危険性が発表されたときに、市から避難勧告が出されていないことがないように、気象台からの発表に合わせて、避難勧告が出ているように、ホットラインで情報を流したい。
- 福井委員（高島市長）：高島市内では土砂災害の指定箇所が 600 箇所程度あり、気象台から発表される 1 km メッシュの情報が刻一刻、紫（level4：土砂災害発生の恐れ大）になっていくと、山間部全域に避難勧告を出さなければならなくなる。それは現実にはできない。ホットラインで県から土砂災害の危険性を伝えられても、避難勧告を出す地域が多く、現実的には難しい。
- 橋本委員（砂防課長）：土砂災害の予測が難しいということは専門家の方からも言われており、行政ができることも避難情報の発表などに限られている。そのため、住民の方に意識してもらうということが重要になってくると思う。
- 多々納教授（京都大学）：この場でテクニカルな議論をしていくことも重要である。福井市長が仰ったような土砂災害降雨危険度の不安定性はなぜ起きるのか、累積されたデータに依存しているならば、そのような不安定性は起きないはずである。そうすると、雨の予測に問題があるのか？
- 坂口委員代理（彦根気象台次長）：安定していないのは事実である。雨の 10 分ごとの積算値が変動している。これは雨の予測を指数で判定しているためである。平成 30 年 6 月 5 日にスーパーコンピューターを導入し、雨の予測の精度が向上する予定である。現状では短時間の予測は、広範囲での的中率は高いが、狭い範囲ではまだ精度が低いのが現状である。今後、短時間の予測精度を向上させて、空振り率を減少させていきたい。
- 寺田会長代理（流域政策局長）：今までの話をまとめさせていただくと、ホットラインについては、県の砂防課から直接、高島市に連絡することになった。また、平成 31 年 6 月から見直した CL ラインの運用を始める。平成 30 年 6 月 5 日から気象庁でスーパーコンピューターが導入され、降雨の短時間予測精度が向上する。土砂災害については予測が難しいが、新しい情報を取り入れて、より良い予測をしていくことが重要だと思う。
- 水草委員（琵琶湖河川事務所長）：先日、全国治水期成同盟会に参加した際に、豊岡市長から「週末に台風などが発生し選挙と重複した場合、人員配置が難しいので、首長はそのあたりを認識したほうがよい」という話があった。特に投票時間の短縮や人員配置のための人の引き上げは選挙管理委員会と事前の調整が必要になってくることだったので、そのあたり頭の片隅にでも入れておいていただければと思う。
- 寺田会長代理（流域政策局長）：全体を通して、先生からご意見を頂けないでしょうか。

- 多々納教授（京都大学）：福井市長から現場の様子、経験、知識に根差したご意見をいただきながら、県の担当の方と話し合いができる非常によい機会にお邪魔することができた。ただ、市長だけと議論できては意味がない。防災に関わる多くのことは市町に権限があるが、河川整備のこと、ハードのこと、データのことは県や国が行っている。そのため、情報がスムーズに流れないと、市町は県が行っていることを理解できず、対応がしにくくなる。県は市町の対応を理解することができない。そのような中でお互いに状況を理解しあい、どこをどのように変えれば色々なことがスムーズにできるか、どこを変えていくべきところなのか、今日はそういったところのきっかけになる議論ができたのではないかと思う。今後は市と県で問題点をリストアップし、議論してみてもどうか。先ほどの雨の短時間予測についても、データさえあれば、時間的、空間的なスミージングをして、判断に使えるデータに加工することも可能だと思う。技術的な論点も含めて議論していけばより良いと思う。
- 寺田会長代理（流域政策局長）：福井市長の生の声をお聞きし、市の課題を把握することができた。その中で一番の課題が、市と県の情報共有が十分に行われていないことだと思う。そのあたりをこの協議会で高めていければと思う。

(以 上)



協議会の状況